

聖籠町交通安全条例及び聖籠町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月13日

聖籠町長 西 脇 道 夫

聖籠町条例第5号

聖籠町交通安全条例及び聖籠町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(聖籠町交通安全条例の一部改正)

第1条 聖籠町交通安全条例(平成13年聖籠町条例第20号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「及び聖籠町専門交通安全指導員(以下「専門指導員」という。)」を削り、「置く」を「委嘱する」に改め、同条中第4項から第6項までを削り、第7項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 町は、前項に掲げるもののほか、聖籠町専門交通安全指導員(以下「専門指導員」という。)を置くことができる。

(聖籠町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 聖籠町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年聖籠町条例第47号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

公害対策専門委員		日額 28,000円
交通指導員		月額 18,100円
聖籠町いじめ防止等対策委員		日額 15,000円。 ただし、当該額により難しい場合は、予算の範囲内において任命権者が町長と協議して定める額

」を

「

公害対策専門委員		日額 28,000円
聖籠町いじめ防止等対策委員		日額 15,000円。 ただし、当該額により難しい場合は、予算の範囲内において任命権者が町長と協議して定める額

」

に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。